

## 大学院修士課程早期修了者(1年以上2年未満在学)の論文審査手続について

(平成27年度以降入学者から適用)

(平成27年7月8日大学院医学研究科委員会承認)

### 医学研究科修士課程

審査要件	大学院早期修了者
早期修了者の認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>査読制度が確立した雑誌に掲載された論文の提出を求める。</li> <li>指導教授による指導証明書の提出を求める。</li> <li>論文の受理は、研究科委員会に諮る前に医学小委員会で認定する。</li> </ul>
早期修了に必要な授業科目の取得について	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学院学則第4章「授業科目、履修方法、単位取得の認定」の第9条および大学院医学研究科規程第3章「授業科目及び履修方法」の第6条に基づく科目を申請時点までに履修し、単位認定を受けることを条件とする。</li> <li>※ 専攻科目分担、各専攻系の詳細な履修条件は省略するが、規程に沿って単位認定を受けていること。</li> </ul>
審査過程	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査過程は、博士課程の在学期間延長者の審査手続きの流れに準じる。ただし、集談会は行わず、個別の口述試験を行うこととする。</li> </ul>
論文提出期日	<ul style="list-style-type: none"> <li>論文提出は、1年次11月末から随時受付を行う。審査には最短でも3ヶ月を要するため、提出期限は、学位記日付から遡って3ヶ月前に開催される大学院医学小委員会の1週間前とする。</li> <li>雑誌の受理通知後に、論文提出を受け付ける。</li> </ul>
学位記日付	<p>日付は審査が行われた月の末日とする。 (1年次は3月31日とする。)</p>
授業料その他	<p>修士課程を1年以上2年未満で修了する者については、授業料及び実験実習料を月割りで返還する。</p>
その他	<p>休学期間がある者については、早期修了は認めない。</p>

### 【関係規程】

#### 久留米大学大学院学則

##### 第6章 第14条

(1) 修士の学位は、比較文化研究科若しくは心理学研究科の前期博士課程又はビジネス研究科若しくは医学研究科の修士課程において2年以上在学し、所定の単位を履修し、かつ、学位論文審査及び最終試験に合格した者

2 前項第2号の規程にかかわらず、医学研究科において優れた研究業績を上げた者については、修士課程は1年以上、博士課程は3年以上在学すればたりるものとする。

#### 久留米大学学位規則

(修士論文の提出)

第3条の2 修士論文の審査を申請し得る者は、比較文化研究科前期博士課程、心理学研究科前期博士課程、ビジネス研究科又は医学研究科修士課程に1年以上在学し、所定の科目について20単位以上修得しなければ提出することができない。

#### 久留米大学大学院医学研究科規程

第4章 試験 第14条 学位論文は博士課程にあつては研究科に3年以上在学し、修士課程にあつては1年以上在学し、所定の単位を取得した後でなければ、これを提出することは出来ない。

#### 医学研究科学位記日付に関する申し合せ事項

学位記日付は、次の通りとする。

##### 1 大学院の課程を修了した場合

- (イ) 大学院に所定の年限在学し、所定の単位を修得して定められた期間内に論文を提出し、学年末までに審査を終了した者は3月31日とする。
- (ロ) 前項以外の学期途中で論文を提出して審査を終了した者は、審査医学研究科委員会が行なわれた月の末日とする。

#### 久留米大学大学院学則

(学納金の返還)

第34条 入学金、授業料その他の既納の学納金は返還しない。ただし、第14条第2項に該当する者で**修士課程を1年以上2年未満**、博士課程を3年以上4年未満で修了する者については、**授業料及び実験実習料**を月割りで返還する。